

平成 29 年 2 月 吉日

## 会員各位

荒井商事株式会社  
アライオートオークション仙台(株)  
アライオートオークショングループ

### 重 要

## オークション規約 改定のご案内

拝啓残寒の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、平成 29 年 3 月 4 日より下記の通り弊社会員規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できるよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

平成 29 年 3 月 4 日

内 容

規約改定

1. 第六章 手数料 「各会場手数料」より一部改定
2. 第六章 手数料 「その他の手数料」より一部改定
3. 第七章 出 品 「車両搬出入管理要綱」より一部改定
4. 第九章 書 類 、第 32 条(譲渡書類)より一部改定
5. 第十一章の〔Ⅰ〕 検査規定、第 3 条(出品車両規定)より一部改定
6. 第十一章の〔Ⅰ〕 検査規定、第 7 条(出品車検査基準)より、  
アライAA トラック・バス検査基準表の改定
7. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程、第 7 条(クレーム処理細則)より、  
(1)「軽自動車・小型自動車・普通自動車」の一部改定  
(2)「トラック専用」の一部改定

**1. <規約改定> 第六章（手数料）「各会場手数料」より2W手数料を削除**

**<削除内容>**

アライAAベイサイド2W・福岡2W手数料

希望金額/出品区分	出品料	成約料	成約料
5万円未満	2,500円	3,000円	3,000円
10万円未満	3,000円	3,500円	3,500円
15万円未満	4,000円	4,500円	4,500円
20万円未満	4,500円	5,000円	5,000円
30万円未満	5,000円	5,500円	5,500円
40万円未満	5,500円	6,000円	6,000円
40万円以上	6,000円	6,500円	6,500円
事故不動産	10,000円	成約金額に準ずる	成約金額に準ずる

**2. <規約改定> 第六章（手数料）「その他手数料」より2W AI-NET料金、2W不在応札を削除**

**<削除内容>**

- (1) ・AI-NET (2W入札) 料金
- (2) ・AI-NET (2Wリアル) 料金
- (3) ・AI-NET (2WAA在庫) 料金
- (4) ・2W不在応札 (FAX受付・事務局受付)

**3. <規約改定> 第七章 出品 第29条(車両の搬出)「車両搬出入管理要綱」より2Wを削除**

**<削除内容>**

■アライAAベイサイド2W

曜日	搬入受付時間	搬出受付時間
日	9:00から20:00まで	9:00から20:00まで
月	9:00から24時間	禁止
火	12:00まで	セリ後から21:00
水	9:00から20:00まで	9:00から20:00まで
木	9:00から20:00まで	9:00から20:00まで
金	9:00から20:00まで	9:00から20:00まで
土	9:00から20:00まで	9:00から20:00まで

※搬入時間外は4Wモータープールにて24時間搬入可能

■アライAA福岡2W

曜日	搬入受付時間	搬出受付時間
日	9:00から18:00まで	禁止
月	9:00から20:00まで	禁止
火	10:00まで	セリ後から20:00まで
水	9:00から20:00まで	9:00から18:00まで
木	9:00から20:00まで	9:00から18:00まで
金	9:00から20:00まで	9:00から18:00まで
土	9:00から20:00まで	9:00から18:00まで

**4. <規約改定> 第九章 書類 第32条(譲渡書類) 1項(14)号以下を(15)号以下に移行、新たに(14)号を新設および(16)号を改定**

《現在》

- (14) 建設機械・産業機械を出品し成約した出品者は、開催日を含む8日以内に、譲渡証明書(販売証明書)及びアライAAが定める出品者による盗品その他、犯罪性のないことを出品前に確認済みとする「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」を添え当該アライAAに提出しなければなりません。但し、日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書を提出する場合または陸運支局管轄のナンバープレートを付けた車両(機械)を成約した場合に限り、この「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」の提出は不要と致します。またクレーン車両及び陸運支局管轄のナンバープレート付き車両(機械)の譲渡書類については、全国の陸運支局で登録が可能なものでなければなりません。
- (15) 出品者が、1項(14)に記載の各証明書及び「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」の提出期限を遅延する場合、または提出ができない場合には、第33条(譲渡書類の罰則)1項、2項、3項に記載の内容に準じ、処理を行うものとします。また、その際の代金決済に関しましては、第十章 車両代金等の決済 第40条(出品者に対する成約車両代金等の支払い)にもとづいて処理することとします。
- (16) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」は、アライAA指定のもので、原本を提出するものとし、FAX等のコピーは受付できません。
- ※「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」はアライAAが保管し、落札者には提出しません。

↓

《改定後》

- (14) アライAAは、落札者による落札車両等の代金決済と引換えに、当該落札車両等の譲渡書類の引渡しをするものとします。尚、落札者は、当該オークション開催日に、車両を出品しており、出品成約車両がある場合は、落札車両等の代金決済に加えて、全ての出品成約車両等の譲渡書類の当該開催事務局への提出と引換えに当該落札車両等の譲渡書類の引渡しをするものとします。
- (15) 建設機械・産業機械を出品し成約した出品者は、開催日を含む8日以内に、譲渡証明書(販売証明書)及びアライAAが定める出品者による盗品その他、犯罪性のないことを出品前に確認済みとする「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」を添え当該アライAAに提出しなければなりません。但し、日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書を提出する場合または陸運支局管轄のナン

ナンバープレートを付けた車両(機械)を成約した場合に限り、この「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」の提出は不要と致します。またクレーン車両及び陸運支局管轄のナンバープレート付き車両(機械)の譲渡書類については、全国の陸運支局で登録が可能なものでなければなりません。

(16) 出品者が、1項(15)に記載の各証明書及び「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」の提出期限を遅延する場合、または提出ができない場合には、第33条(譲渡書類の罰則)1項、2項、3項に記載の内容に準じ、処理を行うものとします。また、その際の代金決済に関しましては、第十章 車両代金等の決済 第40条(出品者に対する成約車両代金等の支払い)にもとづいて処理することとします。

(17) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」は、アライAA指定のもので、原本を提出するものとし、FAX等のコピーは受付できません。

※「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」はアライAAが保管し、落札者には提出しません。

## 5. <規約改定> 第十一章 検査規程 第十一章の〔I〕検査規程 第3条(出品車両規定)13項(7)号の改定

<現在>

(7) 出品者は、成約した全ての機械・物品について、第九章 書類 第32条(譲渡書類)1項(14)号で定める書類を当該アライAAに提出すること。

↓

<改定後>

(7) 出品者は、成約した全ての機械・物品について、第九章 書類 第32条(譲渡書類)1項(15)号で定める書類を当該アライAAに提出すること。

## 6. <規約改定> トラック・バス評価点「3.5点」の新設に伴う、第十一章 検査規程 第十一章の〔I〕検査規程 第7条(出品車検査基準) アライAA トラック・バス検査基準表の改定

<現在>

アライAA トラック・バス 検査基準表

※アライAAの定めるトラックとは、フレーム付車(キャビン交換可能なもの)であることとします。

※アライAA トラック・バス 検査基準を適用する車両とは、第十一章の〔I〕検査規程、第3条(出品車両規定)17項の車両区分表で区分する「中型I」以上のトラック形状車両及びバスを対象とします。

評価点	内 容
5点	内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの 上物(ボディ)に、多少の使用感があるもの 中Ⅰ：走行50,000kmまで 中Ⅱ・大型・特大：走行100,000kmまで
4点	外装に多少の凹み、傷、钣金修理跡があるが修正せずに十分使用可能なもの 上物(ボディ)各部に、曲り、捻れ、凹みが少なく、状態が良好なもの 中Ⅰ：走行200,000kmまで 中Ⅱ：走行500,000kmまで 大型・特大：走行800,000kmまで
3点	通常摩耗などがあり、修理・修正を必要とするもの 目立つ錆、腐食があるもの エンジン・トランスミッションに不具合があるもの フレーム・クロスメンバーに歪みがあるもの(歪大は評価0点) フロントパネル・キャブバックパネルの交換 上物(ボディ)に瑕疵があるもの(ボディ取付けに不具合のあるもの) キャブフロアーより下位置に歪・修正・交換があるもの 走行不明(井)車両、メーター改ざん(*)車両
2点	車両状態が悪く、商品価値の低いもの
1点	冠水・消火剤散布車両などの瑕疵車両 粗悪車両 フレーム・クロスメンバーに亀裂・腐食穴があるもの キャブ・上物(ボディ)の腐食穴大
0点	現状車両等、検査基準に該当しない車両 エンジン・トランスミッションの不具合大車両 走行危険(不可)車両・不動車両
R点	R点： 修復車両(骨格部位の損傷・改造・加工等) R1点： 修復車両でかつ、瑕疵車両(冠水・消火剤散布車両)と重複した場合の車両 R2点： 修復車両であり、車両状態が悪く、钣金・修理等の必要な箇所が多数あり、 商品価値の低いもの

アライAAで定めるトラック・バス修復車両とは、下記車両とします。

- ① キャブ交換。
- ② キャブブルーフパネルの交換。
- ③ キャブサイドパネルの交換。
- ④ キャブフロント・リアピラーの歪・修正・交換(外部露出部分の損傷及び修正は修復としない)。
- ⑤ キャブフロアーの歪・修正・交換(フロアーメンバーも同様)。
- ⑥ キャブフロントインナーパネルの歪・修正・交換(ボンネットタイプの内側部分)。
- ⑦ メインフレームの修正、クロスメンバーの修正・交換。
- ⑧ バスの修復については、上記①～⑦項に記載する内容と同様の基準とする。

※④・⑤については、腐食穴・亀裂が有る場合は修復とする。

※検査基準内容に示す評価点はあくまでも上限評価とする。

↓

### 《改定後》

アライAA トラック・バス 検査基準表

※アライAAの定めるトラックとは、フレーム付車(キャビン交換可能なもの)であることとします。

※アライAA トラック・バス 検査基準を適用する車両とは、第十一章の〔I〕検査規程、第3条(出品車両規定)

17項の車両区分表で区分する「中型Ⅰ」以上のトラック形状車両及びバスを対象とします。

評価点	内 容
5点	内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの 上物(ボディ)に、多少の使用感があるもの 中Ⅰ：走行50,000kmまで 中Ⅱ・大型・特大：走行100,000kmまで
4点	外装に多少の凹み、傷、钣金修理跡があるが修正せずに十分使用可能なもの 上物(ボディ)各部に、曲り、捻れ、凹みが少なく、状態が良好なもの 中Ⅰ：走行200,000kmまで 中Ⅱ：走行500,000kmまで 大型・特大：走行800,000kmまで
3.5点	リアフレーム及びリアフレームに接合されているクロスメンバーに歪があるもの(歪大は評価0点) けん引フック部の歪 キャブフロアーより下位置に歪・修正・交換があるもの 走行不明(井)車両、メーター改ざん(*)車両
3点	凹みや傷等があり、修理・修正を必要とするもの 目立つ錆、腐食があるもの エンジン・トランスミッションに不具合があるもの フロント・センターフレーム、クロスメンバーに歪があるもの(歪大は評価0点) キャブフロントパネル(ボンネットタイプを除く)、バックパネルの交換 上物(ボディ)に、瑕疵があるもの(ボディ取付に不具合のあるもの)
2点	フレーム・クロスメンバーの亀裂・腐食穴 キャブ・上物(ボディ)の腐食穴大 粗悪車両
1点	冠水・消火剤散布車両等の瑕疵車両
0点	現状車両等、検査基準に該当しない車両 エンジン・トランスミッションの不具合大車両 走行危険(不可)車両・不動車両
R点	R点： 修復車両(骨格部位の損傷・改造・加工等) R1点： 修復車両であり、評価1点の内容と重複する車両 R2点： 修復車両であり、車両状態が悪いもの、評価2点の内容と重複する車両

アライAAで定めるトラック・バス修復車両とは、下記車両とします。

- ① キャブ交換。
- ② キャブブルーフパネルの交換。
- ③ キャブサイドパネルの交換。
- ④ キャブフロント・リアピラーの歪・修正・交換(外部露出部分・フロアー面より下位置にある損傷及び修正は修復としない)。
- ⑤ キャブフロアーの歪・修正・交換(フロアーメンバーも同様)。
- ⑥ キャブフロントインナーパネルの歪・修正・交換(ボンネットタイプの内側部分)。
- ⑦ メインフレームの修正、クロスメンバーの修正・交換。
- ⑧ バスの修復については、上記①～⑦項に記載する内容と同様の基準とする。

※④・⑤については、腐食穴・亀裂が有る場合は修復とする。

※検査基準内容に示す評価点はあくまでも上限評価とする。

**7. <規約改定> 第十一章〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)の改定**

1. 軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項 「その他」枠に⑬福祉車両の福祉装置を新設  
 <<現在>>

**軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項**

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
その他	⑧ナンバー付で成約されたにもかかわらず、抹消済であった場合	書類発送後10日						キャンセル時ペナルティ20,000円+実費
	⑨再検査による評価点1.5以上の誤差	—	4日	—	4日	4日	—	但し評価点4点以上に限る。
	⑩「寸法」(諸元)について、車検証の記載内容と現車が違う場合	書類発送後10日						基本として車検取得時において、弊害があると認められたもの(例:4ナンバー⇒1ナンバー)。但し、同一ナンバー内では対象外といたします。
	⑪「積載量」(諸元)について、車検証の記載内容と現車が違う場合	書類発送後30日						基本として車検取得時において、弊害があると認められたもの。但し、相違幅が記載されている内容と30%以内は対象外といたします
	⑫構造変更を必要とし申告が無い場合	書類発送後10日						基本として車検取得時において弊害があると認められたもの

↓

<<改定後>>

**軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項**

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
その他	⑧ナンバー付で成約されたにもかかわらず、抹消済であった場合	書類発送後10日						キャンセル時ペナルティ20,000円+実費
	⑨再検査による評価点1.5以上の誤差	—	4日	—	4日	4日	—	但し評価点4点以上に限る。
	⑩「寸法」(諸元)について、車検証の記載内容と現車が違う場合	書類発送後10日						基本として車検取得時において、弊害があると認められたもの(例:4ナンバー⇒1ナンバー)。但し、同一ナンバー内では対象外といたします。
	⑪「積載量」(諸元)について、車検証の記載内容と現車が違う場合	書類発送後30日						基本として車検取得時において、弊害があると認められたもの。但し、相違幅が記載されている内容と30%以内は対象外といたします
	⑫構造変更を必要とし申告が無い場合	書類発送後10日						基本として車検取得時において弊害があると認められたもの
	⑬福祉車両の福祉装置	—	4日	4日	4日	4日	—	新車登録より10年未満及び走行10万キロ未満

\* 搬出期限内における車両搬出前

2.トラック専用 細目事項「修復」枠②キャビン交換に於けるクレーム期間を5日から7日に変更

《現在》

### トラック専用 細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
修復	①修復歴の発覚	7日	7日	7日	—	7日	7日	商談でのキャンセル陸送費は折半とします
	②キャビン交換	5日	5日	5日	5日	5日	5日	

↓

《改定後》

### トラック専用 細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
修復	①修復歴の発覚	7日	7日	7日	—	7日	7日	商談でのキャンセル陸送費は折半とします
	②キャビン交換	7日	7日	7日	7日	7日	7日	

3.トラック専用 細目事項「その他」枠に⑭福祉車両の福祉装置を新設

《現在》

### トラック専用 細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
その他	⑫エンジン規格外品の乗せ換え	30日						キャンセル時ペナルティ30,000円+実費
	⑬ミッション乗せ換え(AT→MT)及び規格外等 明記無き場合	書類発送後10日						キャンセル時ペナルティ30,000円+実費

↓

《改定後》

### トラック専用 細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
その他	⑫エンジン規格外品の乗せ換え	30日						キャンセル時ペナルティ30,000円+実費
	⑬ミッション乗せ換え(AT→MT)及び規格外等 明記無き場合	書類発送後10日						キャンセル時ペナルティ30,000円+実費
	⑭福祉車両の福祉装置	5日	5日	5日	5日	5日	—	新車登録より10年未満及び走行10万キロ未満

\* 搬出期限内における車両搬出前

以上

